

台湾法制史から見た「法治」についての一考察

坂 根 慶 子

- 1 はじめに
- 2 台湾法制史の概略
 - 2—1 概略の範囲と特徴
 - 2—2 清朝統治時期（1684年～1895年）
 - 2—3 日本統治時期（1895年～1945年）
 - 2—4 国民党統治時期（1945年～1987年）
 - 2—5 民主政治時期（1988年～現在）
- 3 日本統治時期の法制の特色と法学用語の浸透
 - 3—1 内地延長主義の導入
 - 3—2 警察制度の特色
 - 3—3 「台湾議会設置運動」にみる「法治」概念の浸透
 - 3—4 内地留学生の役割
- 4 おわりに

1 はじめに

中国語の法学用語に関し、拙稿⁽¹⁾で日本語由来の新漢語、なかでも法学用語が現代中国語に取り入れられ、定着した過程を実例を踏まえながら通史的に述べた。その法学用語を使用している中国語文化圏の一つが台湾である。

周知のように台湾は1895年から50年に渡り日本の植民地であった歴史を持つ。この事実から台湾で使われている法学用語は日本語の法学用語とその表層において重なり、法の概念は日本の統治と密接な関係があると言え

る。台湾における近代法の導入と浸透は日本植民地時代に始まると言ってよい。このように現在の中華人民共和国とは異なる法制の歴史を歩んだ台湾をその時代の法制の特色とともに探ることに筆者は意義を見出す。

本稿では植民地時代の台湾の法制度の特色を台湾法制史の概略から一部通史的に探り、台湾における「法治」の概念の浸透を考察する。蓋し、筆者は法制史に関しては門外漢であり、法制史について学術的に語る術を擁しない。それゆえ、ここでは「法治」をめぐる背景としての法制史を語っていることを強調したい。

2 台湾法制史の概略

2-1 概略の範囲と特徴

まず、台湾法制史の範囲をどこから始めるかを定義する必要がある。歴史の定義は歴史研究者に譲り、ここでは先行研究として王泰升『台湾法律史概論』⁽²⁾の記述を中心に考えたい。この中で王泰升は、まず台湾の歴史を地理空間と歴史時間の座標軸にして分類している⁽³⁾。それを翻訳し以下に示す。

1. 先住民自治時代
2. オランダ・スペイン統治時代
3. 鄭氏王国統治時代
4. 清朝統治時代
5. 日本統治時代
6. 国民党統治時代
7. 政党政治時代（当代）

分類表現や名称の違いはあっても、おおまかな台湾の歴史区分に関して7.の当代は別として、日・台の多くの研究者による分類とも基本的に共

通であるゆえ本稿でもこれを基準に分類を設定したい。

次に王泰升は、「台湾法の法律起源図」⁽⁴⁾というものを表し、上記の時代区分に当てはめて説明している。これによると「台湾法」は、1624年以前の成文法以前にあった「先住民法」から始まり「西洋法」「日本法」「伝統中国法」を取り入れ、その後にもたらされた「近代西洋法」、1895年以後に導入された「近代日本法」、20世紀初めに成立した「近代中国法」などが1945年以後に収斂され、近代法としての「台湾法」になったと解説している。

このような台湾史、台湾法制史の区分を見ると、台湾の歴史に存在する一つの重要概念に気づく。それは支配民族、被支配民族として台湾史に現れる「エスニック集団」の存在である。言語社会学者の黄宣範は現代台湾社会の文化的多様性をこれに対応する中国語、「族群」という用語で説明している⁽⁵⁾。上記の台湾史をみると時代区分ごとにエスニック集団が変遷しているのがわかる。若林正丈は台湾の時代区分ごとにこのエスニック集団を関連付け対応させている⁽⁶⁾。それらを参考に各時代に該当するエスニック集団を対応させると以下ようになる。

日本のように言語・文化・民族の多様性に乏しい国家の国民にとって、このように多様なエスニック集団の歴史は想像し難いであろう。しかし、台湾に住む人々にとっては、好むと好まざるとに関わらず、このエスニッ

表 I

時代区分	エスニック集団名称
1. 先住民自治時代	先住民
2. オランダ・スペイン統治時代	オランダ人、スペイン人 (少数)、先住民、漢族 ⁽⁷⁾
3. 鄭氏王国統治時代	漢族、先住民
4. 清朝統治時代	漢族、先住民
5. 日本統治時代	日本人、漢族 (本島人と呼ばれた)、先住民、
6. 国民党統治時代	本省人、外省人 ⁽⁸⁾ 、先住民
7. 政党政治時代 (当代)	同上

(王泰升『台湾法律史概論』若林正丈『台湾』より作成)

ク集団によるさまざまな言語・文化・民族の衝突と融合、さらに、支配と被支配の関係によって歴史を作り上げてきたのである。法制の歴史も例外ではなく、それを抜きにしては語れない。

以上、台湾法制史の背景となる台湾の歴史とそれに密接に関わるエスニック集団について述べた。これを踏まえて、筆者は本稿で取り上げる台湾法制史を次の名称をもって設定したい。

1. 清朝統治時期
2. 日本統治時期
3. 国民党統治時期
4. 民主政治時期

2—2 清朝統治時期（1684年～1895年）

ここでは、清朝統治時期の特徴をいくつかの先行文献から述べる。

まず、清朝の統治の開始をどこに求めるかであるが、1683年鄭氏王国が清に降伏した結果、翌年、清朝が台湾に1府3縣を設けたことを開始と見るのが妥当であろう。清朝の台湾統治は鄭氏政権の消滅を主目的としたもので、積極的に台湾を統治しようという意図は当初薄く、清朝の高官の中には台湾放棄論もあった。しかしながら鄭氏政権を壊滅させた福建水師提督、施琅の建議により、康熙帝は1684年に台湾の保留を決定したのである。施琅の建議の要旨は、台湾の土地の肥沃さと戦略的価値の高さ、つまり中国大陆の基地としての台湾の地理的重要性である。この施琅の建議の視点は、20世紀における戦略的な視点と通ずるものがある。つまり、台湾はその地理的特徴から冷戦時代のアメリカにとって防共の重要な拠点とされていたのである。

台湾の統治に対して積極的な価値を見出さなかった清朝の台湾統治政策の基本理念は、台湾を反清朝勢力の防波堤にするというもので、そのためにとった政策の一つが中国大陆からの台湾渡航制限である。具体的には独

身で、その他の条件を満たす男性にだけ渡台許可を出し、同時に密航を厳しく取り締まった。しかし清朝の渡航制限政策にもかかわらず、結果として台湾渡航は増え続ける。若林正文⁽⁹⁾は、この現象を台湾と大陸が同じ政権の統治下に入ったから移民に有利であったと考察している。また王泰升⁽¹⁰⁾は、台湾が中華帝国の一部分に組み入れられ、内地法律（この場合は清朝）の延長として法が適用されたと述べている。

ここまでのまとめとして、清朝統治時期は政権を担当したのが先住民でも移住者の多くを占める福建省出身の漢族でもなく、満州族王朝の清朝官僚であり、ここでは基本的に清朝の政治制度、法制度を適用している点を強調する。また、清朝政府は台湾の統治に消極的で、初期は行政機構や社会基盤の整備にも積極的に関与しなかったが、後期は外国の侵略や、先住民などの内乱によってその行政機構を拡大せざるを得ない状況であったと判断する。

次に、清朝統治時期の法制の特徴を前述の王泰升の『台湾法律史概論』から簡単に紹介しよう。

王泰升は、まず、清朝統治以前の「伝統中国法」を文明の発展の中でとらえ、その思想の淵源を漢族の持つ古代中原の文化「礼」と言う社会規範を含む思想と、「刑」に通ずる古代中原の文化の「法」思想を対比して説明している。ここで王泰升は現在の華語（原文のママ、ここでは華人の言語＝中国語の意味）で使われている「法」や「法律」は西欧文明の「法」(law)を翻訳、借用した語とは異なる概念を持つ語であり、古典語としての意味を持つと指摘している。これは筆者が述べた新漢語⁽¹¹⁾としての「法」と中国古典語の「法」の違いの説明である⁽¹²⁾。さらに「伝統中国法」の規範内容の特徴として、親孝行や嫁の立場を示すなどの「家族主義」儒教伝統の官と民、男と女の在り方を示すなどの「差別主義」を記している⁽¹³⁾。

清朝統治以前のこの法律思想に対し、清朝政権による台湾統治の構図の差異を王泰升は行政組織の成立と司法の行使に力点を置いて考察する。次

にそれを述べる。

清朝の行政区としての台湾は先に1864年に1府3縣が置かれたと述べたが、これは台湾府を台湾島と澎湖島に設け、府の下に鳳山縣、台湾縣、諸羅縣を置いたものである。この時点で台湾は、福建省に隸属していた。そののち、数度の行政区の変更に伴い、1887年には3府11縣、1直隸州に至るまでになる。3府は台南府、台湾府、台北府、直隸州は台東である⁽¹⁴⁾。この変化は、土地の開拓による経済発展とその結果としての人口増加と関連する。また、先に述べた清朝の渡航禁止令にもかかわらず台湾の人口が増え続け、租税の徴収が可能な地域が増えたことは行政組織が確立し、司法が行使される大きな要因である。ここでの司法形態は清朝の司法と官僚体系をそのまま延長しており、頂点に皇帝を置き、刑部、督撫、司、道、縣、廳の管轄形態になっている⁽¹⁵⁾。

司法と並んで清朝統治時期の「民事」法⁽¹⁶⁾について王泰升は一章を設けている。これには、田園土地の法律に言及しており漢族の土地と先住民の土地についても記述がある。その他には財産に関する法律、例えば「負債」の発生や契約関係についての記述、損害賠償、財産の継承、商業にかかわる出資金に関するもの、また、婚姻の成立や婚姻の効力、離婚についても細かく記述があり、内容はともかく近代法の範囲に重なる部分が多いと判断できる。

これらの記述は現代中国語で書かれているので日本語起源の法学用語が述語として使われており、清朝の法学用語がどのようであったかは定かではないが、日本語起源の法学用語との比較は、今後の研究課題と言える。

清朝統治時期の後半には、内乱、清仏戦争、日本の台湾出兵などの台湾を取り巻く政治状況の変化がある。しかし、前半、後半を通して清朝統治という状況は変わらないゆえ、ここで清朝統治時期についての記述は終える。

2—3 日本統治時期（1895年～1945年）

日本統治時期が1895年の日清講和条約締結による台湾島、澎湖島の割譲から、1945年の第二次世界大戦での日本の敗戦までに限定することに異論はないだろう。この間の統治形態は台湾総督府による植民地統治であり、政治形態も植民地政治の形態をとっている。それはまた日本帝国主義による初めての植民地経営でもあった。

総督府の政治形態の特徴としては、前半は軍人が総督になった「武官総督統治時期」（1895—1919）で、初代総督に任命されたのは海軍大将、樺山資紀である。台湾統治の後半、1919年に第9代総督の田健次郎が初めて文官総督として任命される。そののち、1937年からの日中全面戦争突入と「皇民化」運動にともない戦時体制に入る。前半の「武官総督統治時期」は、日本の統治に対する台湾住民と先住民の抵抗などいわゆる「土匪」の鎮圧に労力を要し、第3代総督の乃木希典まで、植民地行政に目立った点はないが、第4代総督の児玉源太郎時代（1898—1906）に民生局長（後に民生長官）に任命された後藤新平の植民地経営には特筆すべきものがある。児玉は陸軍大臣等、他の大臣職と台湾総督を兼任し、後に参謀本部次長、日露戦争時には満州軍総参謀長と多忙であったため、医師出身の文官である後藤が実質的に植民地経営を行った。後藤は1896年に乃木式の軍隊による鎮圧を排し、警察を中心に植民地経営を行った。後藤の植民地経営の特徴は、アメとムチを用い、水道、道路など、社会基盤を整備する一方で「土匪」と呼ばれるゲリラには苛酷な鎮圧と刑罰をもって対した。後藤の経営は「生物学的植民地経営」として知られる⁽¹⁷⁾。

後半の文官統治時代に関しては次の章で詳しく述べるゆえ、法制史と関連がある概略だけを以下に示す。

- 1895年 日清講和条約締結 台湾割譲
- 1896年 帝国議会で「六三法」制定し、施行
- 1897年 台湾住民の国籍選択最終期限

- 1898年 台湾総督府の土地調査事業開始
公学校制度開始（「国語＝日本語」を中心とした初等教育制度）
- 1904年 総督府の土地調査事業終了
- 1906年 「六三法」から「三一法」へ
- 1911年 辛亥革命、中華民国樹立（1912年）
- 1914年 「台湾同化会」林献堂ら結成
- 1915年 総督府 「台湾同化会」に解散命令
- 1919年 初代文官総督田健次郎就任 台湾教育令施行
- 1920年 「新民会」発足『台湾青年』発刊
縣制度から州制度に変わる
- 1921年 台湾文化協会設立 「台湾議會設置請願書」提出
「台湾議會設置請願運動」開始
「法三号」（日本国内の法律を台湾に施行することを原則）制定
- 1922年 治安警察法、台湾に施行 新台湾教育令施行
- 1923年 台湾治安警察法違反事件
- 1928年 台北帝国大学設立
- 1934年 台湾議會設置請願運動中止
- 1937年 台湾総督府、新聞の漢文欄を禁止 「皇民化運動」開始
日中全面戦争に突入
- 1940年 台湾人の「改姓名」開始
- 1941年 太平洋戦争開始
- 1942年 陸軍志願制度開始（43年に海軍開始）
- 1944年 台湾人の徴兵制実施
- 1945年 第二次世界大戦終了 日本の全面降伏

（若林正丈『台湾』伊藤潔『台湾』より作成）

2—4 国民党統治時期（1945年～1987年）

厳密に国民党統治時期の範囲を区切るのには難しい。便宜上、ここでは

1945年の日本の敗戦を初に、長期戒厳令（1949年開始）が解除された1987年までを範囲と考えたい。

この時期の重要な特徴は、前述の清朝統治時期、日本統治時期の場合と同様に台湾を統治したのが「外来政権」であった点である。政権を掌握したのは先住民や台湾人（本省人）ではなく、大陸から渡ってきた蒋介石とその軍隊及び官僚である。この蒋介石政権による台湾統治は、戦後の世界情勢、特に冷戦時代の世界情勢と中国大陸における内戦に大きく左右されている。

ここでは紙数の都合上、詳しく述べられぬゆえ、ごくかいつまんで言うと、敗戦により日本支配が終わった後に台湾の政権を継承するのは、植民地以前に台湾を領有していた清朝政権を受け継いだ大陸の中華民国政府と考えられる。これはカイロ宣言に基づいたもので、中華民国は第二次世界大戦の勝者である連合国の一員であり、台湾はその一つの省とみなされ、台湾省と言う名称で中華民国に編入されたのである。同時に、連合国軍最高司令官、ダグラス・マッカーサーは、無条件降伏した台湾の日本軍に対し、当時中国戦区での最高司令官であった蒋介石への降伏を命じた。しかしこの時期、中華民国は蒋介石の中国国民党と中国共産党が中国大陸で内戦状態にあり、蒋介石は、自分の代理として台湾省行政長官兼警備総司令に陳儀を任命し台湾接収に当たらせた。1945年10月には最後の第19代台湾総督、陸軍大将の安藤利吉と陳儀の間で降伏式が行われる。その後、中国共産党が内戦に勝利して中華人民共和国が1949年に成立すると、蒋介石の中華民国政府（通常、国府と呼ばれる、以下国府とする）と中国国民党の主要な面々が台湾に逃れ、同年、台北を国府の中心地とした。このことを最初の陳儀の時を一度目、蒋介石の時を二度目とみなし、若林正丈は「再び中華民国がやってきた二度来た」⁽¹⁸⁾と表現している。

国府側からすればこのような状態で「内戦」は再び続いていることになり、台湾での政治は中華民国政治の延長になる。それゆえ「大陸反攻」を唱える蒋介石と国民党によって、大陸出身者が大半を占める台湾での国会

議員（中華民国の国会議員）の改選が延期された。この状態を若林正丈は「かくして、大部分が中国大陆選出であって実行統治地域のほとんどを占める台湾地域の民意を代表しない、しかも定期改選されない、という意味で二重に代表性を欠いた国会が、50年代を通じて出来上がっていた。」⁽¹⁹⁾と断定する。台湾住民はこれら無改選の第一期国民代表、立法委員、監察委員らの議員を「万年議員」国会を「万年国会」と呼び揶揄の対象にしていたが、この「万年議員」は途中で死去した者を除き、1991年の12月末に全員が退職するまで40年あまり台湾議会に居た。

戦後の蒋介石父子と国民党は上記のように台湾を統治したが、これを象徴する出来事が、1947年に起きた2・28事件である。事件の概要を以下に記す。

陳儀が行政長官として台湾を統治しはじめて、台湾住民は最初の期待に反し、大陸からやってきた兵士、役人の腐敗ぶり、強奪などに次第に失望していく。1947年2月28日に台北で起こったヤミ煙草売り取締に端を発した衝突事件で台湾民衆は陳儀の行政長官公署に抗議し、それに対し警備兵が発砲し、死傷者がでたことで台北市内が暴動状態になる。暴動処理のため、台湾の知識人、経済人、議員などの有力者が台北で「2・28事件処理委員会」を作り、事件の処理にあたるとともに、陳儀に対して「省自治の実施、県長、市長の民選、行政・司法分野の台湾人登用、言論出版の自由の保障」などの要求をする。陳儀は処理委員会との交渉に応じ、その要求を受け入れるように装って時間を稼ぎ、その間に蒋介石に増援部隊の派遣を要請する。3月8日に大陸からその援軍が到着すると、処理委員会の主立った指導者をはじめ協力、賛同した本省人エリートらを逮捕令状なしに連行し、裁判なしに処刑するという行動に出た。この時点で処刑、虐殺、行方知れずになった人の正確な数はいまだに不明であるが、一説に12,000人から28,000人とも言われている⁽²⁰⁾。

この事件が台湾住民に与えた影響には多大なものがある。第一はこの事件で、優秀な本省人の人材が失われたことである。彼らは台湾の立法、司

法、行政、学術、経済の分野等で指導的な役割を果たしてきており、その先も貢献するであろう人々である。第二はこの事件により、台湾住民に国民党政治、政府に対して恐怖心が生まれ、これから先、政治にかかわることを忌避する傾向がでた点である。若林正丈は「土着指導層の弱体化と大衆の政治無関心は、外来の権威主義統治の良き土壌であろう。蒋介石は将来の台湾逃げ込みのための政治条件の重要な部分を、事件により、いわば悪魔的に先行取得したこととなる。」と分析している⁽²¹⁾。この先、白色テロの時代を経て、台湾住民は政治的に自由な活動ができない時期が続く。なお、この事件は長く台湾社会で語ることも許されず、また2・28事件で生き残った関係者には亡命を余儀なくされたものも少なくない。彼らの中には海外で台湾独立運動を展開した者もいる。中等学校の歴史の教科書にこの事件が記述されるのは参考文献に挙げた『認識台湾』が初めてである。

ここまで国民党統治時代の政治の特徴をまとめ、外来政権による統治という根拠を示した。このような状態で政治・行政を行った国府による統治は世界最長期間に渡る戒厳令に示されるように民主国家の政府のすべきことではないと筆者は主張する。

2-5 民主政治時期 (1988年～現在)

戒厳令が解除された翌年の1988年に蒋介石の息子、蔣経国が死去し、副総統だった李登輝が総統に昇格する。同年、李登輝は国民党主席代行、そして主席に就任する。副総統だった李登輝の総統就任は中華民国憲法の規定に従ったものであるが、本省人の総統は国府の台湾統治以後、初めてのことである。

李登輝の経歴をざっと述べると、日本統治時代の1923年に台湾に生まれ、公学校、旧制中学、旧制台北高等学校を経て京都帝国大学農学部に「内地留学」する。この間、日本兵として学徒出陣している。戦後、台湾大学（旧制の台北帝大を受け継いだ）を卒業する。その後米国のアイオワ州立大学で農学修士号、コーネル大学で農学博士号を取得する。

学者、技術官僚としての道を歩んだ後に政治家へ転身し、台北市長、国民党中央委員、台湾省政府主席となる。総統であった蔣経国の副総統となり、彼の死去後に総統に就任する⁽²²⁾。

日本統治時期、国民党統治時期を通じて、外来政権の下で生きることを余儀なくさせられていた台湾住民にとって初めての本省人政治指導者の誕生である。この意義は大きい。若林正丈は蔣経国から李登輝への交代を次のように考察している。以下引用する⁽²³⁾。

この生い立ちも性格も、またそれぞれに歩んだ権力への道も対照的な両者の組み合わせ、そしてこの順番でリーダーシップの移動が行われたこと—現代台湾政治史をこれほどに象徴する事柄は他には見当たらない。蔣経国が開けたパンドラの箱を、李登輝はいっそう大胆に開け続け、その施政の12年間（1988—2000年）、台湾の「中華民国」は大きく変容し、また、その変容は台湾の多重族群社会にも衝撃を与え、そして、政治体制の民主化がなった今日でもそれによるきしみに悩みつづけている。

最後に民主政治に関する李登輝の総統就任後の主たる出来事を追ってみる。

- 1990年 李登輝総統に再選出され、政治犯の大規模な特赦
民主化のための超党派の「国是会議」
- 1991年 「懲治反乱条例」廃止で「反乱罪」で投獄されていた政治犯
の釈放
無改選の第一期「万年議員」全員退職
- 1992年 第二期立法委員選挙（台湾史上初めての総選挙）民進党躍進
- 1993年 連戦、本省人初めての行政委員長（首相に相当）
- 1994年 台湾省長、台北市長、高雄市長選挙実施

宋楚瑜（本省人）台湾省長

1995年 李登輝国家元首として2・28事件犠牲者に謝罪（2月28日）

1996年 第1回総統直接選挙、李登輝、民主選挙による初めての総統
に就任

2000年 民進党、陳水扁（本省人）総統選挙に当選

2008年 国民党の馬英九（外省人二世、新台湾人⁽²⁴⁾）総統選挙に当選

（若林正丈『台湾』伊藤潔『台湾』他 より作成）

民主政治時期になり、台湾では政治犯の存在がなくなり、言論の自由が保障され、台湾住民は選挙により自分たちの指導者を直接選べるようになった。これが民主政治時期と筆者が名づけるゆえんである。

3 日本統治時期の法制の特色と法学用語の浸透

3-1 内地延長主義の導入

先に日本の植民地は「武官総督時代」と第9代総督の田健次郎が文官総督として任命された時期で政治形態が変わったと述べた。法制史もこのあたりを境に変化している。王泰升は日本統治時期の法制史について、次のように前期後期に分けている⁽²⁵⁾。

①前期「特別統治法制時期」（1895年5月8日～1922年12月31日）

②後期「内地延長法制時期」（1923年1月1日～1945年10月24日）

前期、後期の境目について、王は日本の民法、商法、その他多くの行政法規がこの時点で施行されたと述べている⁽²⁶⁾。この区分に筆者は概ね賛成であるが、憲法のような極めて重要な法律の施行日時ではないゆえ、特に正確な日時を設ける必要性はないと考える。しかし、1919年の文官総督の登場以後に台湾社会が大きく変化したのは事実であり、筆者は1920年前

後を前期、後期の分岐点と考えたい。

まず台湾立法の具体的な始まりは総督府成立後1896年に発布、施行された「法律63号」（通称：六三法、以下「六三法」とする）である。これは時限立法であり、再三にわたる延長後の1906年に「法律第31号」（通称：三一法以下「三一法」とする）になった。この両者の違いはさしてなく、内容としては第一條に「台湾総督は其の管轄区域内に法律の効力を有する命令を発することを得」とあり⁽²⁷⁾、台湾における法的効力、権限を台湾総督が有することを定めている。「台湾総督は最高裁長官、人事任免権、裁判管轄権、陸海軍の統帥権を擁して、結果、行政、立法、司法及び軍事権を総覧していた」⁽²⁸⁾と言えよう。また地方制度の変化としては1920年に最初の縣制度から州制度に改められた点である。翌1921年、原敬内閣は「三一法」に代えて「法三号」を制定する。これは、日本の国内法を台湾に施行することを原則としてその上で台湾総督に律令の権限を認めているものである。この時点で国内の法制度を植民地に延長して適用させるいわゆる「内地延長主義」が始まったと見るべきであろう。

王泰升の資料で、前述の②後期「内地延長法制時期」の特色を紹介すると、「内地延長主義」は帝国主義的植民地政策により植民地住民の民族アイデンティティを弱めさせるものと批判している。同時に「内地延長法」を「伝統中国法」より一歩進んだ近代法として、その存在も認めている。また、日本の「大正デモクラシー」の影響と支援の下で、近代教育を受けた台湾青年が生まれ、民族自決の色彩の強い民主運動、政治運動とその思想を一般民衆に対して啓蒙したことも記述している。1920年代から1930年代の前半にかけては、日本統治時期で台湾人民が経済的に最も豊かになった時期であり、社会の平等化も進んで、地主と小作農の封建的な主従関係もなくなり、儒教的な大家族主義から夫婦と未婚の子女による核家族が形成され、個人主義と自由主義が広がったと述べている。さらに「20年代の内地化は実に自由、民主を代表するものであった」とも表現している⁽²⁹⁾。

一方、台湾人民には母国のない植民地人としての悲哀もある⁽³⁰⁾と述べ、

また、日本の軍国主義の台頭と1937年からの日中全面戦争突入後に台湾は「内地延長主義」の名の下に「戦時法」体制化に入り、「皇民化」が進められたとの記述もある。

政治学上の「内地延長主義」の功罪について筆者は語る資格を持たない。しかし、ここで見る内地の法制を植民地台湾に適用して以来、台湾に「法制」とその根本の「法治」という概念が広がったと想像するに難くない。その意味で台湾における「内地延長主義」は歴史的意義を持つ。次にこの日本の法制度を適用した代表的な例として「警察制度」を取り上げる。

3-2 警察制度の特色

日本統治時代の法制史として重要な点の一つが「警察制度」である。

先に述べた「武官統治時代」の特徴は総督が軍事と行政の権限を掌握していた点であり、これは統治する日本側から言えば、日本の統治に対する台湾住民と先住民の抵抗に対する必然であった。抵抗勢力鎮圧の行動で中心になったのは主として警察であった。総督府はそのため警察制度を導入し台湾の治安維持を図った。

「武官統治時代」の1920年ごろまでは警察機構が総督府に組み込まれていた。王泰升は、これを「中央集権的警察政治」と称している。この時代は民生局に警察本部があり、ここが、地方の縣、廳の長や、警部を指揮していたと述べている⁽³¹⁾。さらに1920年以後は、内地延長主義により、台湾は日本式の中央政府と地方政府体制の一つとなり、中央（この場合は総督）は地方行政機関に権限を移管し、地方公共団体を設け、廳長以下の地方官員に警察行政を任じるようになったとある⁽³²⁾。

台湾の警察制度の今一つの特徴は、清朝統治時代からあった保甲制度（村落共同体のような組織）に警察制度を組み込ませて発展させた点である。

具体的に示すと村落の10戸を1甲、10甲を1保として、それぞれに長を

置き、連座責任制とするものである。この保甲制度を警察、派出所の管理・監督下に置いて治安維持を図り、戸口調査、道路・水道等の社会基盤整備とその補助や伝染病予防と衛生思想の普及、農業技術の導入と普及に至るまでさまざまな社会構造の変革に用いた。一方、保甲制度によって義務労働を課し、壮丁団を組織の基にしている。これが矢内原忠雄⁽³³⁾ はじめ、多くの台湾研究者・識者が「台湾の統治は警察統治」と言うゆえんである。『認識台湾』⁽³⁴⁾ には「保甲は一般行政事務に協力しただけでなく総督府にとって常に利用し、協力を必要とするものであった。それは、纏足や辮髪を追放から日本語の推進、風俗の改良、迷信の打破、農業改革の推進まで、保甲は総督府にとっての、住民動員のための重要な道具であった」と記述がある。また上記『認識台湾』には警察の職権に関する次の記述があるゆえ以下翻訳して引用する⁽³⁵⁾。

1. 法律の施行と公共の秩序の維持。例としては、公共的な集会の監視や軽微な犯罪事件の審理、アヘン吸引の取締、質店の管理などである。
2. 地方の一般行政事務の協力。例としては政令宣伝の協力や租税の徴収、戸籍の管理、戸口調査などである。
3. 先住民部落の管理。

以上、台湾の警察制度の特色を概略的に述べた。次に台湾人の「法治」の概念浸透に欠かせない「台湾議会設置運動」を中心に台湾住民の法・政治意識を探る。

3-3 「台湾議会設置請願運動」にみる「法治」概念の浸透

前節では日本統治時代の警察制度とその機能から台湾の法制史の側面を見てきた。ここでは、法制に対する台湾住民の意識を「台湾議会設置運動」から考えたい。

伊藤潔は植民地統治について支配される側の民族の抵抗運動として武力抵抗と政治運動があり、台湾は1915年の「西来庵事件」⁽³⁶⁾を境に合法的な政治運動に抵抗運動が変化したと述べている⁽³⁷⁾。台湾史におけるこの政治運動で最も意味のあるのは、この節で取り上げる「台湾議會設置請願運動」である。

「台湾議會設置請願運動」は1914年の「台湾同化会」の発足に始まる。台湾中部の霧社屈指の素封家、林献堂らと板垣退助が中心になったこの組織は、「同化」という名前はあっても日本人への同化ではなく、日本人と同等の権利を要求することが目的であった。そのため、翌1915年、解散を命じられ消滅する。その後、次節で詳しく述べる内地留学生の蔡焜火らによる「啓発会」が1918年に発足、それを実質引き継いだ「新民会」が1920年に同じく東京で発足する。この「新民会」傘下の「台湾青年会」が同じく1920年に発刊したのが雑誌『台湾青年』で、台湾初の政論雑誌である。その後『台湾青年』は、1922年に雑誌『台湾』、翌1923年に漢文の『台湾民報』、さらに『台湾新民報』として1932年からは日刊紙となって発行される。

ここで、詳しく政論雑誌について述べたのは、植民地下という制約があっても政治について述べることのできる「場」が「法治」概念の浸透に必要不可欠なものであり、それを担ったのがこれらの雑誌であると推論するからである。しかも植民地にあって住民の言語（漢文）による政論雑誌の発刊には特筆すべきものがある。

一方、「新民会」のその後は、植民地の自治を目指す「台湾議會」の設置を求める運動に進んでいく。こうして1921年から「台湾議會設置請願運動」が始まり、1934年に中止するまで14年に渡り、15回、帝国議會へ請願書を出し続ける。結局、帝国議會での採択はならず、台湾に議會は設置されなかったが、この運動が台湾社会に及ぼした影響は大きい。伊藤潔は「全台湾規模で展開された台湾議會設置請願運動を通じて、幾多の台湾人の政治指導者が輩出され、植民地下とはいえ台湾人が近代的な市民として

の自覚に目覚め、日本人官憲の弾圧を受けるなかで、台湾人としての意識がより強められたことの意義は大きい。』⁽³⁸⁾と断定する。また、この運動に対して理解を示すだけでなく理論面から支援した日本人として学者の矢内原忠雄、山本美乃越、泉哲、帝国議会への請願紹介議員として貴族院議員の江原素六、山脇玄、渡部暢、衆議院議員の清瀬一郎、神田正雄、清水留三郎らの名を挙げ、これらの日本人の支援が、台湾人を勇気づけたと主張している⁽³⁹⁾。

「台湾議会設置請願運動」の開始と同年の1921年に台北の開業医、蔣渭水を中心に「台湾文化協会」が設立される。文化活動という名の下に「新民会」や「台湾青年会」と連携した「台湾議会設置請願運動」の實質母体であり、民族のアイデンティティを高めることをも目的としている団体である。植民地と言う性格上、台湾で政治結社の要素のある団体を立ち上げるには法律上の制約があり、「新民会」「台湾青年会」のように東京で立ち上げた団体もある。これらの会員にはいくつかの団体に重複して名を連ねている者も多い。台湾総督府と日本政府は懐柔と分離策をとり、これらの団体を排除しよう努める。結果としてそれらの策は台湾人の支持を得られず、前述のように台湾人の政治意識、民族意識を高揚させることになった。その良い例が次に述べる1923年の「台湾治安警察法違反事件」である。

「台湾治安警察法違反事件」は、次のような経緯で起こった。台湾議会の設立を望む知識人らは「議会設置請願運動」を「台湾文化協会」から分離して「台湾議会期成同盟会」を台湾で設立しようとしたが、禁止されたため、東京で同名の組織を設立し許可された。しかし、帝国議会へ請願を終え台湾に戻った会員と「台湾議会設置請願運動」関係者、「台湾文化協会」関係者を台湾総督府は警察を動員して逮捕した。拘留されたものは41名で、これが「治安警察法違反事件」である。結果から言うと第一審は「証拠不十分」で全員無罪。第二審で蔣渭水ら8名が3、4ヶ月の禁錮刑、5名が100円の罰金刑である。その後の上告では、第二審の判決が支持され、刑が確定する。この事件では前述の衆議院議員、清瀬一郎が弁護人を

務めている⁽⁴⁰⁾。

「内地延長主義」の法制度のもとでのこの判決の結果の予想は当然できたものであるが、裁判を通じて却って台湾人の民族意識が高まったのは、総督府側には皮肉な結果であろう。伊藤潔は「何よりも、台湾人の民族運動が初めて法廷闘争の手段で争われ、法治国家の市民としての意識が培われることになった。これらの意義には、はかりしれないものがある。」⁽⁴¹⁾と述べているが、筆者も賛成である。

この後も続く地方自治の要求に、「台湾議會設置請願運動」中止の後の1935年に政治改革が行われ、総督府は地方議員の半数を官選、半数を民選へと改正し（それまでは全員官選だった）、資格を有する男子に選挙権と被選挙権を与えるなどしている。『認識台湾』には「これらの運動が自治、普通選挙、参政権などの基本的な概念を社会に普及した」と記述がある⁽⁴²⁾。

3-4 内地留學生の役割

日本統治下の台湾から日本へ「内地留学」した台湾人留學生をここでは「内地留學生」と定義する。対象となる内地留學生に、前節で「台湾議會設置請願運動」において『台湾青年』の発刊が内地留學生の「啓発会」から発出したと述べたが、中心人物である蔡焜火は内地留學生であり、多くの内地留學生や卒業生がこれらの活動に参加している。

この「内地留学」という現象は、日本統治時代の教育制度と密接な関係を持つ。台湾総督府の教育政策は、「国語（日本語）と医学」中心である。その一つとして台湾人、先住民のための日本語教育を中心とした教育機関である、「公学校」制度が1898年に導入される。今、一つの「医学」は1899年設立の台湾総督府医学校に始まる。当初、台湾人を対象にしたこの医学教育機関は、1919年の台湾教育令により、台湾総督府医学専門学校と改称され、さらに1922年の新台湾教育令の「内地延長主義」に基づく「内台共学」によって日本人入学者の増加を迎える。台湾医専との通称で当初

から台湾の高等・専門の分野で最も門戸が開かれていたのが、この医学教育機関である。その後、1936年に台湾総督府医学専門学校は台北帝国大学附属医学専門部となる。これで1928年に創立した台北帝国大学医学部に属する形となった。台北帝国大学は、医学部の他に文政学部、理学部、農学部、工学部、大学院、大学予科を有する帝国大学である。医学以外の専門学校としては、台北高等商業学校、台中農林専門学校、台南高等工業学校などがある。

公学校の上の中等教育、高等教育機関も前述の新台幣教育令の施行により台湾人・日本人の差別が建前上はなくなる。しかし、現実には数少ない中等教育機関への進学は、台湾人が通う公学校からでは難しく、そこからさらに高等教育を受けるには困難さが増す。そのため、早い時点では中等教育段階から、多くは高等教育段階から「内地」へ留学する必然性が生まれた。特に上記の台北帝国大学、高等専門学校にない専門分野を学ぶには「内地留学」しか道はない。その代表が、法律・政治学の分野である。官界、法曹界に進むには法律・政治学のある内地の高等・専門教育機関に進学するほかなかった。

「内地留学生」と法律・政治学の関係をここで示したつもりであるが、詳しくは拙稿⁽⁴³⁾を参照されたい。

次にここで興味深い資料を示そう。呉文星の『台湾社会領導階層之研究』の「植民地官僚体系の中の台湾人官吏」の部分の資料である⁽⁴⁴⁾。これによると、1930年以降、台湾総督府は台湾人を任用して行政に当たらせたが、司法高等官はごく少数であったとなっている。その中に1921年から1945年までの間に在職した台湾総督府の奏任官以上の中で台湾人行政官の職歴、経歴を示した表がある。これには17名の名と出身大学、職歴が列記されている。その中で最初に奏任官になった総督府警務局衛生課技手、技師である人物だけが台湾医校卒（原文のママ：台湾医学専門学校のこと）で、それを除き、全員が「内地留学生」出身である。しかもその中の一人を除き、残り15名、全員が高等文官試験（行政科または司法科、両方に合格

している者も4名いる)に合格している。上記1名を除く16名の出身学校の内訳は次のようである。

東大政治科2名、同法科1名、同法律科3名、京大法学部2名、同独法科、英法科それぞれ1名、京大経済学部2名、東大経済学部1名、東京商大1名、東北大法文学部1名、九州大法文学部1名である。⁽⁴⁵⁾

全員が錚々たる大学の出身者である。ここで注目すべきは「内地留学生」の16名のうち東京商大の一人を除いて全員が帝国大学出身者である点である。当時の日本では裁判官になるのは通例、帝国大学出身者が多くそれは台湾も例外ではなかった。日本統治時代前期にはその中でも東京帝国大学出身者が占めていた⁽⁴⁶⁾という記述が王泰升の前掲書にある。裁判官に比較して弁護士の数はかなり多く、1921年に、葉清耀が初めての台湾人弁護士として誕生して以来、台湾人弁護士の数は増え続け、1934年には全弁護士177人中で32人を占めるようになる。この多くが私立大学出身者である。1945年には、全弁護士の数が109人と減ったが、台湾人弁護士は減らず、そのうちの46人を占めるようになったと言う。なお、検察官は台湾人から出ていないと同書に記述がある⁽⁴⁷⁾。

ここまで、台湾人「内地留学生」の果たした役割を特に法曹界における職域について資料から探ってみた。また前節で述べた政治学・法律学専攻以外の「内地留学生」も同様に「法治」の概念の浸透に果たした役割は少なくない。そして、彼らが学んだ法学用語は当然日本語である。

この他、さまざまな分野で学んだ「内地留学生」は女子留学生も含め、台湾社会に近代国家としての技術、学術を伝える役割を果たしたと考察する。その一方、2・28事件で犠牲になった司法関係者を含めた台湾人エリートが多く「内地留学生」出身者であり、日本統治時代の「法治」の概念の浸透がこのような形で結末を迎えるに至ったのも事実である。

4 おわりに

本稿では中国語文化圏の一つでありながら地理的、民族的に中国大陆とは異なる環境にある台湾を対象として取り上げている。

台湾の特徴は、先住民や、主として福建省からの移住者とその子孫からなる漢族住民が多数を占める住民構造にあって、彼らの意志とは異なり、常に外来政権によって政治が行われたことを前章まで述べた。このような状況下においては外来政権の国民より先住民や漢族住民は一段下の存在として扱われるのが常である。現実には外来政権の行政官に先住民、漢族住民は従わざるを得ない。それは、古くはオランダ支配時期、清朝統治時期、そして日本の植民地統治時期の歴史に現れている。また、日本の敗戦後に台湾を掌握した蒋介石と国民党政権はその軍隊とともに大陸から台湾に移り、先住民と漢族住民（本省人、日本時代は本島人）に対して清朝や台湾総督府と同様の外来政権としての政治を行った。それは、経済発展はともかく、台湾において人間生存の根幹をなす制度「法制度」もすべて外来政権統治の範囲内のものであったことを示している。台湾住民による民主的な選挙で政治家を選べるようになったのは民主政治時代になってからである。台湾の近代国家としての始まりを日本統治からとして数えると実に100年を経て、選挙による民主政治が行われるようになったのである。台湾は20世紀のほとんどを民主政治の枠の外に置かれていたと言える。

およそ40年に渡る国民党政権の戒厳令が解除され、言論の自由が保障される民主政治時期になるまで、台湾の「法制度」とその述語としての「法学用語」も同様の範囲内でしか存在、運用されなかったと推察する。しかしながら、現在台湾で使われている法学用語の多くが日本語起源の用語であり、それが日本の植民地時代に「警察制度」の整備や本島人官吏の登用、法律家の育成などにより、植民地の範囲ではあるが「法治」の概念として住民に浸透したことに注目する。もとより筆者は植民地を是認するも

のではないが、道路、水道などの社会基盤の整備とともに「法制度」と「教育」の整備は国家建設の重要な鍵だと考える。そして、それが日本植民地時代に浸透したことは日本側、台湾側の両資料からうかがえる事実である。

概念とは、強制や刑罰によって形成できるものではなく、自らの学習と実践によって習得し、形成するものだと筆者は考える。その意味で日本の統治時期に台湾に「法治」の概念が浸透したのは、台湾住民の自助努力による学習と実践の成果と言えよう。

拙稿「中国語の法学用語 I」で、筆者は法学用語の定着には「法治」の概念の浸透が必要であると述べた。台湾法制史の概略からはこの「法治」概念の浸透が見えてくる。それをさらに掘り下げ実証していくことが今後の課題である。

注

- (1) 坂根慶子『中国語の法学用語 I』中央学院大学法学論叢第20巻第1・2号2007年
- (2) 王泰升『台湾法律史概論』元照出版有限公司 2004年 台北
- (3) 王泰升 前掲書 P. 7
- (4) 王泰升 前掲書 P. 10
- (5) 黄宣範『語言社会與族群意識』文鶴出版有限公司 1995年 台北
- (6) 若林正丈『台湾』ちくま新書 2001年 PP. 22-23
- (7) ここで言う「漢族」には、福建省南部出身者「福佬人=閩南人」、広東省出身者主として客家人、などの漢民族を指す。福建省南部出身者でも時代によって泉州人、漳州人などの移住が見られた。ここでは代表的な福佬人と客家人を対象とみなす。
- (8) 本省人とは、前述の漢族とその子孫、日本統治時期には本島人と呼ばれた。
それに対して外省人とは、蒋介石とともに戦後台湾に来た国民党関係家族者や軍人とその家族を指す。戦後60年以上たち、外省人であっても台湾生まれの台湾育ちの「新台湾人」も多くなっている。
- (9) 若林正丈 前掲書 PP. 28-29

68 (39)

- (10) 王泰升 前掲書 PP. 55-56
- (11) 坂根慶子 前掲書
- (12) 王泰升 前掲書 PP. 34-35
- (13) 王泰升 前掲書 PP. 40-42
- (14) 王泰升 前掲書 P. 63
- (15) 王泰升 前掲書 P. 70
- (16) 王泰升 前掲書 PP. 81-103
- (17) 伊藤潔『台湾』中公新書1993年 PP. 85-88
- (18) 若林正丈 前掲書 P. 78
- (19) 若林正丈 前掲書 P. 79
- (20) 若林正丈 前掲書 P. 72 (この数字は未だはっきりつかめていない：筆者)
- (21) 若林正丈 前掲書 PP. 73-74
- (22) 伊藤潔『李登輝伝』伝 文芸春秋 1996年
周玉蔻『李登輝的一千天』台北 麦田出版 1993年
- (23) 若林正丈 前掲書 P. 152
- (24) 馬英九は外省人二世であるが、「新台湾人」に属していると主張している。
- (25) 王泰升 前掲書 PP. 118-119
- (26) 王泰升 前掲書 P. 119
- (27) 王泰升 前掲書 P. 62
- (28) 同前
- (29) 王泰升 前掲書 P. 120
- (30) 同前
- (31) 王泰升 前掲書 P. 166
- (32) 同前
- (33) 矢内原忠雄『帝国主義下の台湾』復刻版 岩波書店 1988年
- (34) 国立編訳館 国民中学教科書『認識台湾 (歴史篇)』台北1998年 P. 65
- (35) 前掲書 PP. 63-64
- (36) 現在の台南市にある西来庵で起こった大規模な抗日事件
- (37) 伊藤潔 前掲書 P. 102
- (38) 伊藤潔 前掲書 P. 106
- (39) 同前
- (40) 伊藤潔 前掲書 PP. 110-111
- (41) 伊藤潔 前掲書 P. 112

- (42) 国立編訳館 国民中学教科書『認識台湾（歴史篇）』台北1998年 P. 100
- (43) 坂根慶子『留学生教育史の視点からみた「台湾人内地留学」の実態』
1998年 東海大学紀要 留学生教育センター 第18号
- (44) 呉文星『日據時期 台湾社会領導階層之研究』台北 正中書局1992年
P. 202
- (45) 呉文星 前掲書 PP. 204-206
- (46) 王泰升 前掲書 P. 235
- (47) 王泰升 前掲書 P. 236 P. 241

参考文献（注に挙げたものを除く）

- 1) 台湾教育会編『台湾教育沿革史』台北 1939年 復刻版 旧植民地資料
集4 青史社 1982年
- 2) 王育徳『台湾 苦悶するその歴史』 弘文堂 1964年
- 3) 戴國輝『台湾』岩波新書 1988年
- 4) 司馬遼太郎『台湾紀行』朝日新聞社 1994年